

2020年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の(設例)を読んで、問に答えなさい。(配点：50点)

(設例)

A税務署に勤務する国税調査官B1・B2は、衣料品等の小売業を営むCがA税務署長に対して行っていた、2018年分の所得税の確定申告につき、類似の同業者の申告内容との比較から、過少申告の疑いを強く抱いた。A税務署長は、B1・B2の報告を受け、2019年6月4日、Cに対し、国税通則法74条の9第1項による事前の通知を適法に行い、同月6日、B1・B2は、A税務署長の命を受け、2018年の営業記録を調べるため、Cの店舗に税務調査に赴き、Cの同意を得て、店舗の事務所に立ち入った。

B1は、2018年における同業者の平均的な仕入価格や小売価格を挙げ、これとCの申告内容との格差について質問したが、Cは、あいまいな答えに終始していた。そのとき、B2が、事務所内のノートパソコンのディスプレイを見ていて、2018年の営業に関する帳簿記録がそのハードディスク内に保存されている可能性が高いことに気づき、Cに、その内容を見せるよう求めたが、Cはこれを拒み、そのパソコンに近寄って検査を妨げようとした。これを見たB1・B2は、パソコンの置かれた机の脇でCを両腕で制止し、パソコンを確保した。Cはこれに抗議したが、B1・B2は、「適正な課税処分のために必要です。」と述べ、ハードディスクの検査のためにパソコンをA税務署に持ち帰った。

[問]

上記の税務調査における、B1・B2によるCのパソコンの確保の仕方は適法か。(資料)の法律条文も参照して答えなさい。

(資料)

国税通則法(抄)

第1条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

第74条の2 国税庁、国税局若しくは税務署(中略)の当該職員(中略)は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(中略)を検査し、又は当該物件(中略)の提示若しくは提出を求

めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者

<本条1項について以下略, 本条2項~4項も略>

第74条の8 第74条の2(中略)の規定による当該職員の権限は, 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第74条の9 税務署長(中略)は, (中略)当該職員(中略)に納税義務者に対し実地の調査(中略)を行わせる場合には, あらかじめ, 当該納税義務者(中略)に対し, その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

<本条1項について4号以下略, 本条2項~6項も略>

第128条 次の各号のいずれかに該当する者は, 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第74条の2(中略)の規定による当該職員の質問に対して答弁せず, 若しくは偽りの答弁をし, 又はこれらの規定による検査, 採取, 移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み, 妨げ, 若しくは忌避した者

三 第74条の2(中略)の規定による物件の提示又は提出の要求に対し, 正当な理由がなくこれに応じず, 又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し, 若しくは提出した者